

介護保険財政安定化基金審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護保険財政安定化基金審査委員会規程の一部を改正する訓令

介護保険財政安定化基金審査委員会規程（平成12年岩手県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、市町村課財政担当課長、<u>保健福祉企画室管理担当課長</u>、長寿社会課介護福祉担当課長及び出納局出納担当課長をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、市町村課財政担当課長、<u>保健福祉企画室管理課長</u>、長寿社会課介護福祉担当課長及び出納局出納担当課長をもって充てる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。